若年性認知症を支えるためのしおり

社会福祉法人　堺市社会福祉協議会

はじめに

認知症という病気は、高齢者の病気と思われがちですが、65歳未満の方が発症することもあり、この場合を若年性認知症と呼びます。現状として、若年性認知症の方に対する支援は、まだまだ不十分であり、高齢者の認知症とは異なり、働き盛りの40歳～50歳代で発症することが多いため、経済的な負担が大きく、心理的な負担も本人だけではなく家族に対しても大きいのが特徴です。

このような現状に対して、若年性認知症の方からの相談を受ける際の支援の一助となるようにこのしおりを作成いたしました。しおりの活用によって、若年性認知症の方のみならず、その家族の生活がより良いものになっていけば幸いです。

平成26年1月
認知症地域支援推進員

目 次

- はじめに …… 1
- 1.認知症とは …… 2
  - 認知症の定義 …… 2
  - 若年性認知症の主な原因疾患と特徴的な症状 …… 2
  - 早期診断・早期治療の重要性 …… 4
- 2.堺市の認知症支援のしくみ …… 5
  - 認知症疾患医療連携に関するフロー図 …… 5
  - 認知症診断に関する相談を受けた場合のフロー図 …… 6
  - 堺市医師会 もの忘れ安心ネット …… 7
  - 堺市認知症疾患医療センター …… 7
  - 嘱託医相談 …… 7
- 3.事例１・事例２ …… 9
- 4.制度のまとめ …… 15
- 5.認知症家族会活動一覧 …… 21
- 6.相談窓口 …… 22

1 認知症とは

「認知症」の定義

「認知症」とは「成長に伴う精神機能の発達によって一度獲得された認知機能が、脳の器質的障害によって障害され、独立した社会生活・日常生活や円滑な人間関係を営めなくなった状態」である。したがって、精神発達が最初から障害されて、正常な認知機能を獲得できない精神発達遅滞とは異なる。また、脳の機能障害によって、本来保たれている認知機能が十分に発揮できない状態、例えば、うつ病や治療で回復する代謝性脳機能障害などとも異なる。認知症は、残念ながら、非可逆的な脳の器質的変化によって起こる病気である。

「若年性」とされる年齢の範囲は、18歳～64歳とも、40歳～64歳とも言われているが、いずれにしても発症年齢が65歳未満である。

若年性認知症の主な原因疾患と特徴的な症状

表1　若年認知症の主な原因疾患

神経変性疾患	臓器不全、内分泌疾患などに起因するもの
アルツハイマー病	肝性脳症
前頭側頭型認知症	甲状腺機能低下症
レビー小体型認知症	Cushing症候群
パーキンソン病	欠乏性、中毒性、代謝性疾患
進行性核上性麻痺	慢性アルコール中毒
大脳皮質基底核変性症	（ウェルニッケ・コルサコフ症候群）
多系統萎縮症	一酸化炭素中毒
ハンチントン病	ビタミンB1、B12、葉酸欠乏症
歯状核赤核淡蒼球ルイ体萎縮症	ウェルニッケ脳症
脳血管障害	薬物中毒（抗癌剤、向精神薬など）
脳梗塞（限局性、多発性）	金属中毒（水銀、マンガン、鉛など）
ビンスワンガー病	有機化合物中毒（トルエンなど）
脳出血	ウイルソン病
くも膜下出血	遅発型尿素サイクル酵素欠損症
脳動静脈奇形	脱髄性、自己免疫性疾患
もやもや病	多発性硬化症
CADASIL*	急性散発性脳脊髄炎
腫瘍・傍腫瘍症候群	神経ベーチェット症候群
脳腫瘍	中枢神経系の脳血管炎
辺縁系脳炎	シェーグレン症候群
頭部外傷後遺症	神経サルコイドーシス
神経感染症	蓄積症、脳白質ジストロフィ
急性ウイルス性脳炎後遺症	遅発型スフィンゴリピドーシス
単純ヘルペス脳炎	糖原病
日本脳炎	副腎皮質ジストロフィ
HIV感染症（AIDS脳症）	異染性白質ジストロフィ
クロイツフェルト・ヤコブ病	krabbe病
神経梅毒（進行麻痺）	その他
その他の脳炎、髄膜炎後遺症	ミトコンドリア脳筋症
無酸素性・低酸素性脳症	筋強直性ジストロフィー
放射線障害	Fahr病

*cerebral autosomal dominant arteriopathy and subcortical leukoencephalopathy

主な原因疾患は、アルツハイマー病、前頭側頭型認知症、レビー小体型認知症、脳血管性認知症、頭部外傷、アルコール関連障害である。若年層では、遺伝子異常や酵素欠損を伴う遺伝性疾患が原因として多くなり、そのような疾患では、さまざまな神経症状を伴うことが多い。

原因疾患が多岐にわたるため、発症年齢、認知障害や神経症状、精神症状や行動障害の内容にも高齢発症の認知症以上に多様性があり、個人差も大きい。

● アルツハイマー病

特徴的な症状として、記憶障害、失見当識、視空間認知障害、計算障害、判断力や理解力の障害とともに、失認、失行、失語が現れる。記憶障害は、個人的体験の情報に関する記憶であるエピソード記憶から始まる。

動作や行為、技能として覚えた手続き記憶はかなり末期まで保たれていることが多く、園芸や踊りの仕草、楽器の演奏が思わぬ時にできたりする。視空間認知障害のため、よく道に迷うようになる。アルツハイマー病の失語症状には健忘失語の特徴があり、言葉の意味が理解できなくなったり、キーワードとなる言葉がすらすらと出て来なくなって代名詞が増えたり(換語障害)、語彙が減少して、いつもと同じような内容の発語が増えてくる。話し方は流暢であるが、キーワードが欠けてくるので、会話の内容は要領を得ず、空疎なものになる。

情緒的な交流や対人関係能力、社会的な礼節はかなり末期まで保たれることがあり、自分のことを上手に取り繕ったり、最後まで挨拶やお愛想が言えたり、ほとんど発語がなくても笑顔で会釈できたりする。末期には鏡に映っている自分の姿を自分と認識できず、その像と会話したりする。

● 前頭側頭型認知症

遂行機能の障害、注意障害とともに人格変化や社会的な振る舞いの障害が前景に立つ。病初期から病識が希薄になり、無関心や意欲の低下が現れる。感情が希薄になり、情緒的共感性が乏しくなる。場をわきまえず、相手に失礼な暴言を言っても平然としているような社会的礼節を欠いた無遠慮な言動や行動、他人への配慮の欠如などの対人的な振る舞いの異常がみられ、自分の行動のコントロールが困難になる。見繕いに無頓着になり、衛生観念も失われてくる。融通が効かなくなり、いつも決まった道順を歩く、毎日、同じ料理を作るといった常同行動、強迫行動、儀式的な反復行動、食欲亢進や同じものばかり食べるといった食行動の異常、喫煙量の増加、言語面では、発語の減少やオーム返し、ステレオタイプの言語、何を聞いても同じ言葉の繰り返しで答えるといった滞続言語も現れる。このような異常行動に比べると、記憶・記銘力や見当識・視空間認知は保たれている。

この点がアルツハイマー病との鑑別のポイントであるが、そのために、万引きなどの軽犯罪を繰り返して警察沙汰になっても認知症と診断されないことがある。

● レビー小体型認知症

パーキンソン症状とともに、注意や覚醒レベルの明らかな変化を伴う認知障害の変動と、意識がはっきりしている状態の時に繰り返し現れる、ありありとした詳細で具体的な内容の幻視体験である。初期には、記憶障害があまり目立たないのに視空間認知障害や注意障害が強いという特徴もある。レム睡眠関連行動障害が早期からみられることもある。これは、レム睡眠という最も浅い睡眠中に生じる運動活動で、寝言を言って四肢を動かしたり、大声を出したり、時には暴行に及ぶこともある。幻視とともに、妄想、無気力、不安、抑うつ状態のような精神症状も初期からよく見られる。また、抗精神薬に対する過敏性があり、副作用が出やすい。パーキンソン症状については、レビー小体型認知症の場合、パーキンソン病に比べて姿勢反射障害や仮面様顔貌が目立つ反面、振戦は軽いとされている。

● 脳血管性認知症

認知障害が脳血管障害の発症から3ヶ月以内に現れてくること、また急に認知障害が発症したり、階段状に悪化していくことが脳血管性認知症の鑑別のポイントである。病変部位によって、初期から運動麻痺や歩行障害、構音障害、失禁などを認めることが多い。失語症を伴うこともある。病変部位によっては、認知障害がいわゆる“斑状(まだらじょう)”のこともあり、記憶・記銘力や見当識はわりに良いのに、視空間認知の機能が非常に低下していて、すぐに道に迷ったり、注意障害のために、大丈夫だろうと思っていると思わぬ失敗をして、介護者は対応が難しい。また、抑うつ状態や自発性の低下、感情の抑制がうまくできないなどの感情障害や人格の変化を伴うこともある。

早期診断・早期治療の重要性

若年性認知症では進行の早い例があり、早期診断・早期治療・早期ケアが重要である。原因疾患を特定することは、適切な治療や看護、介護の方法を選択し、計画していくうえで重要である。原因疾患が特定できれば、家族も予後をある程度予測して生活設計を立てることができる。また、治療可能な認知障害を見逃さないためにも、異常に気付いたら、できるだけ早く診察を受けるのが望ましい。

認知症の診断には次のような検査があります

- 問診(認知症の症状、受診歴、既往歴、家族歴、服用中の薬剤)
- 一般理学的・神経学的診察(通常の内科的診察や神経学的診察)
- 血液検査(通常の血液検査の他に甲状腺機能検査、ビタミンB12や葉酸、ワッセルマン反応など)
- 画像(頭部MRI、脳血流シンチであるSPECT)
- 神経心理学的検査(本人に課題を与えて知的機能を検査　MMSEやHDS-Rなど)
- 観察式認知機能評価(家族や施設の介護スタッフの観察に基づいて本人の精神機能や行動を評価する)
- 遺伝子検査(遺伝性疾患が疑われる場合)
- 髄液検査(ウイルス抗体や神経梅毒による脳炎が疑われる場合)
- 脳波(認知症では基礎律動の全般的な除波化を認めることが多い)
- 神経病理学的確定診断(認知症の中には、生前の様々な検査でも原因がわからず、亡くなられた後の脳の神経病理学的検討で初めて原因疾患が明らかになる場合がある)

出典:認知症介護研究・研修大府センター他　「若年性認知症支援ハンドブック」

2 堺市の認知症支援のしくみ

認知症疾患医療連携に関するフロー図

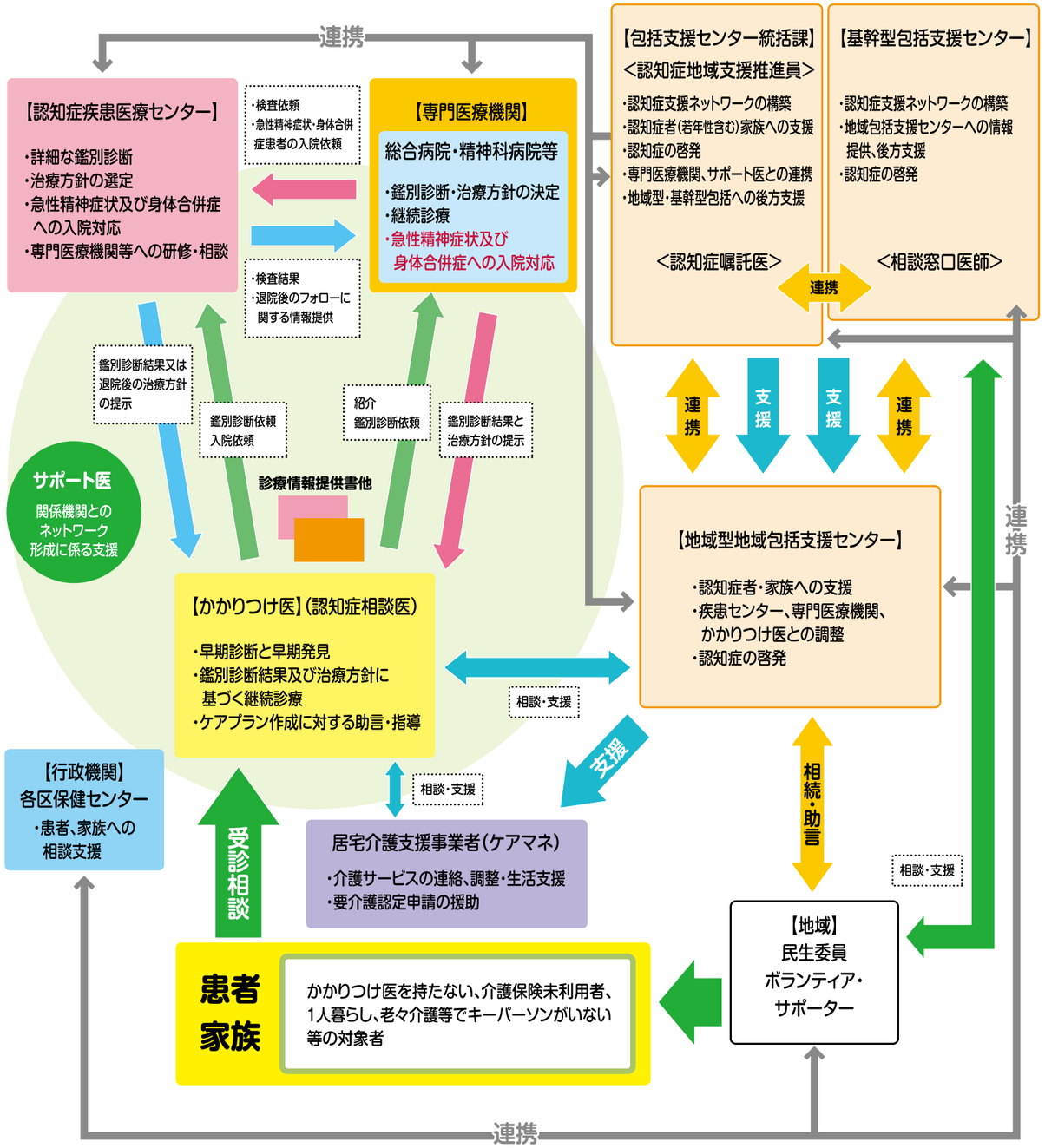

認知症診断に関する相談を受けた場合のフロー図

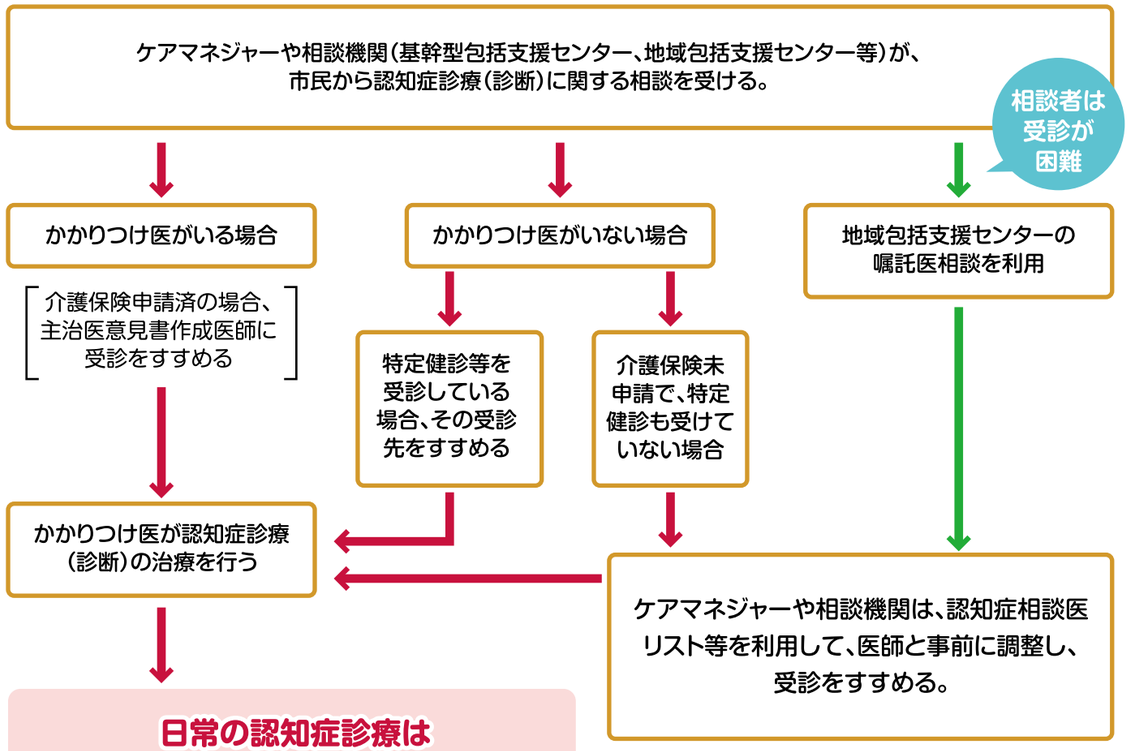

日常の認知症診療はかかりつけ医が中心に行う

かかりつけ医(または認知症相談医)は
認知症チェックリスト1・2・3を利用する。

①かかりつけ医はアセスメントの上、治療方針を決定する。
②鑑別診断、周辺症状(BPSD)、急性精神病症状及び身体合併症について連携が必要な場合は、「もの忘れネット」のリストにある専門医療機関と連携して、切れめのない医療を提供する。

補足

※認知症ケアでは、かかりつけ医とケアマネジャーの連携が不可欠。
※認知症治療において、かかりつけ医は必ず必要。
※特段の場合を除き、基本的に専門医療機関の直接受診は控える。

堺市医師会　もの忘れ安心ネット

堺市医師会の、「もの忘れ安心ネット」には、認知症の周辺症状（BPSD）や身体合併症に対応いただける病院・診療所、認知症相談医の一覧が掲載されていますので参考にしてください。

堺市医師会
ホームページを
参照

http://www.sakai-med.jp/ninchi

堺市認知症疾患医療センター

堺市が指定した医療機関に設置された認知症疾患医療センターでは、認知症についての専門医療相談、鑑別診断、身体合併症・周辺症状の急性期対応、かかりつけ医との連携、患者・家族への介護サービス情報の提供と相談への対応、及び介護サービスとの連携等を行っています。

公益財団法人 浅香山病院

- 所在地　堺市堺区今池町3-3-16
- 電話（代表）　072-229-4882
- 相談専用電話　072-222-9414
  平日8:30～17:00/土曜日8:30～12:00

医療法人杏和会 阪南病院

- 所在地　堺市中区八田南之町277
- 電話（代表）　072-278-0381
- 相談専用電話　072-278-0233
  月曜日～土曜日9:00～17:00

※診察には予約が必要です。基本的にはかかりつけ医からの紹介が必要で、検査画像やデータがあれば借りておきます。
診察前に本人の様子や状態についての問診があり、問診票は家族など詳細を知っている人が記入するのがよいでしょう。

嘱託医相談

堺市医師会の協力により、認知症サポート医養成研修を修了した、認知症に精通した医師を「嘱託医」として配置し、認知症本人及び家族と面会のうえ専門的医療相談を行っています。担当しているケースについて嘱託医相談のご希望がある場合は、地域包括支援センターにご相談ください。

● 嘱託医の役割

- 精神保健相談（相談・訪問）
- ケースカンファレンスや事例検討のアドバイザー
- 認知症地域支援体制の構築
- 研修会の講師

● 認知症地域支援推進員の役割

- 認知症疾患医療センターにおいて鑑別診断等を受けた方に対する支援
- 認知症疾患医療センターとの連携
- 医療機関等との連携
- 広域的なネットワークの構築
- 若年性認知症者の支援
- 嘱託医に関すること
- 地域包括支援センターに対する支援

嘱託医相談の依頼から実施まで

1. 地域包括支援センターは、嘱託医相談希望ケースについて、嘱託医出務日の1週間前までに、基幹型包括支援センターへ連絡する。
2. 基幹型包括支援センターは、嘱託医相談希望ケースのヒアリングを行う。必要な場合は再度アセスメントを行う。（嘱託医相談は1回につき2件まで。）
3. 基幹型包括支援センターは、認知症地域支援推進員に相談日の5日前までに「嘱託医出務依頼票」を送付する。その後、必要な場合は、基幹型包括支援センター、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員が電話等にて当日の打ち合わせを行う。
4. 嘱託医出務時は、基幹型包括支援センターが場所の確保を行う。
5. 認知症地域支援推進員より嘱託医に出務確認、連絡調整をする。
6. 事前準備等は、基幹型包括支援センターが担当する。認知症地域支援推進員は必要に応じて同行する。
7. 相談後、受診や入院の必要な場合は、地域包括支援センターで調整する。

嘱託医相談の流れ図

本人・家族・ケアマネジャー
↓ 相談
住所地の地域包括支援センター
↓ ケースの選定 嘱託医相談利用希望を連絡 嘱託医相談票を作成
基幹型包括支援センター
↓ ケースのヒアリング アセスメント（必要時） 嘱託医出務依頼票を作成
認知症地域支援推進員
↓ 嘱託医に出務要請 連絡調整
嘱託医
↓
訪問・相談
↓
支援方針を決定する
↓
カンファレンス検討

≪相談・利用の留意点≫

※かかりつけ医がいる場合には、診療情報提供書や画像などの検査データを事前に準備しておく。
※家族の同意を得て、家族に同席をお願いすることが望ましい。認知症の場合、判断力の低下で「任意入院」の形態を取ることが困難なため、「医療保護入院」の手続きが必要となる場合に保護者の同意が必要となる。

3 事例 1

Aさんは50歳女性で、長女が小学生になってから販売員の仕事をしてきました。趣味はフラダンス。Aさんの夫は50歳で会社勤め、長男は自宅から大学に通学し、スポーツクラブに所属しています。長女は中学2年生で受験に向けて塾通いをしています。

家族の状況

この頃、本人も家族も病気を否定したり、とまどったりしています。

「認知症＝高齢者だけの病気」と思っている人もあり、家族は困惑しています。

病気とわかっていても家族の思いは混乱したり、怒ったり、拒絶したり…と複雑です。

長男 何度も同じことを聞かれイラッとする。

家族 お母さんが作った食事の味がおかしいと感じる。同じおかずがよく出てくる。

長女 お母さんが待ち合わせを忘れてた! どうしたんだろう??

夫が受診に同行し、妻の今後起こりうる症状についてかかりつけ医から聞き、ショックを受けるが、これからの対応に注意しようと思った。

夫 若年性認知症家族会に参加し、先輩介護者の話を聞き自分だけじゃないと思った。

長女 お父さんからお母さんが病気だからとお手伝いを指示されるけれど、友達と遊びたい。

夫 妻が病気だとわかっているけれど、先日できていたことができていないと、つい強い口調で説得したり、怒ったりしてしまう。

長女 買い物は一緒に行くようにしよう。お母さん、最近お金の計算が難しいみたいだから。

夫 仕事、家事、妻の介護などで、疲れがピークに達する。どうしたらいいのか、イライラがつのる。

夫 妻のフラダンス教室の友人に病気の事を伝え、協力をお願いした。

長男 たまには父さんとビールを飲んで、男同士の話をしてみよう。

家族と本音で話をすることで、気持ちに変化があるかも。

長女 デイサービスはどんな所なのか? お母さんも不安みたいだから、一緒に見学にいってあげよう。

夫 妻が自宅に籠らずに楽しみのある生活ができるようケアマネジャーに相談した。

相談し、サービスの調整をしながら、介護負担の軽減を図っていきましょう。

夫 家族会に参加。他の介護者の話を聞き、自分の気持ちを話すことで、気持ちが落ち着いた。

家族 かかりつけ医やケアマネジャー等に相談しながら、家族との生活を続けさせてあげたいと思っている。

本人の状態

気持ちがふさぎこむことがあり、更年期障害なのか?と受診していた病院で、認知症コールセンターのポスターを見た。あるテレビドラマを見て、自分も最近物忘れが多くなったことが気になっていたので相談電話をしてみた。

認知症コールセンターから専門医への受診と包括支援センターの事を教えてもらった。かかりつけ医に相談し、専門医療機関を受診。検査の結果**【若年性アルツハイマー型認知症】**と診断され、投薬を開始した。

専門医から「病気の事を話しておいた方が良い」と助言をもらったので、上司と友人に病気の話をしておくことにした。

友人が梅田に行こうと誘ってくれた。お気にいりのお店に行くことができた。

「しっかりしなくちゃ!」とメモを取るようになるが、新しい商品が覚えられなかったり、勤務シフトを間違えることが起こるようになった。上司に相談したら、同僚にサポートの指示をしてくれた。

夫や子供の帰宅が遅く、一人で過ごす時間に不安が増す。

家事を行うのに時間がかかるようになる。調理が難しくなり、どう片づけたらいいのかわからなくなり家が散らかる。

何事にも不安が強くなり、かかりつけ医からの助言で、**休職**して様子をみることにした。

通勤することが困難になり、家族・かかりつけ医・職場と相談し**退職**することにした。

安心して出かけられる支援が必要です。

自治会館でのフラダンス教室の曜日がわからなくなり欠席がちになる。不安な思いが強くなり外出を控えるようになる。

介護保険サービス、障害者福祉サービス(ガイドヘルパー利用で余暇活動)や、地域の資源(フラダンス教室・堺・若年性認知症支援の会「アクティブ」・地域の交流サロン活動)を利用しながら、家族との生活を送ることに。

デイサービスやショートステイ、一度は駄目でも次は参加できるかも‥

治療を受けていても、徘徊や不眠、不潔行為が出現するようになる。

適切なかかわりにより症状が軽減されることがあります。

入院治療を受ける → 安定すれば在宅生活へ

軽 度 ― 診断日 ― 中 程 度 ― 高 度

制度の説明

本人にとって症状の軽い早めの時期に診断を受けることで、病気が進んだ時にどのような世話をしてもらいたいか、財産をどうするか、など今後の自分の生き方について自分の意思ではっきり示しておくことができます。

自立支援医療申請(精神通院医療)

職場や周囲の人に病気のことを打ち明けることができれば、本人の情緒的な安定につながり進行がゆっくりになる可能性があります。

精神障害者保健福祉手帳の申請(初診から6か月)

障害者福祉サービスの申請
移動支援の利用検討

傷病手当金の申請

・税金の控除(所得税、市・府民税等)
特別障害者控除
障害者控除
医療費控除

介護保険認定申請

・健康保険を国民健康保険へ変更または会社の健康保険に任意継続の手続き
・失業等給付の受給期間の延長手続き

介護保険サービス利用検討

失業等給付の受給期間終了、障害年金を申請(初診から1年6か月経過)

・高額療養費制度
・高額介護サービス費支給制度
・高額医療・高額介護合算療養費制度

特別障害者手当の申請

支援の状況

家族にとっては、早い時期に認知症の正しい知識や介護の仕方、受けられるサービスについての情報を得ることで、精神的に余裕を持って介護することができます。

本人から地域包括支援センターに相談が入り、支援開始。包括支援センターの職員が、認知症は脳の病気なので早期診断、早期治療を受けることが重要であることをアドバイス。まずはかかりつけ医に相談することをすすめる。

認知症地域支援推進員に連絡

本人同士や家族同士の交流は、専門職からの話と異なる大切な情報交換の場です。ぜひ案内してください。

堺・若年性認知症支援の会「アクティブ」と若年性認知症家族交流会「フェニックス」の紹介。

税金の軽減、公的施設の割引など利用できるサービスがあります。

インフォーマルな支援を発見できれば、本人の世界が広がります。

フラダンス教室に通う主婦が、自治会館で開催のサポーター養成講座に参加した。フラダンス教室の日には本人を誘い、帰りには一緒にスーパーに買い物に行くようにした。

制度を知らないことでサービス利用を制限してしまう可能性があります。

担当のケアマネジャーが中心となり時には支援者が集まり、本人の病状や家族の介護疲労の確認をしつつ、サービスを調整をしながら在宅生活をすすめていく。場合によっては入院治療や施設入所を検討する。

3 事例 2

Bさんは55歳男性で、大学卒業後営業職として会社に33年間勤めています。妻は58歳で専業主婦として家庭を支えています。ひとり娘は21歳の大学3回生で家から通学しています。

家族の状況

- 妻：夫より何度も同じことを聞かされ、不思議に思う。
- 妻：夫に元気がないのを心配する。受診するにも、どこを受診していいのかわからない。
- 妻：夫に何度もかかりつけ医を受診するように促す。
- 妻：診断にショックを受け誰にも話せない。
- 長女：本やインターネットで父の病気について調べていると、地域包括支援センターという相談の窓口を知る。
- 長女：父の車を借りると、車の傷が増えていることに気づく。
- 長女：母から父の相談を受ける。いつものお医者さんに行くことを提案した。

「認知症」と診断を受けた時のショックと、病気を認めるのが苦しい家族の気持ちをくみ取ることが大切です。

本人の状態

- 約束を忘れているなどの仕事上のミスが続く。
- 車で接触事故を起こす。何か今までと違う自分に不安がつのる。
- 仕事が忙しいことを言い訳にして、病院へ行かない。病院で何を言われるか分からず不安であり、病院に行く勇気がでない。
- しぶしぶ受診すると、頭部の詳しい検査を勧められる⇒**[若年性レビー小体型認知症]**の診断を受ける。上司に相談すると、会社側は続けて働いてほしいため、本人の不安を軽減する意味で、比較的単純な作業の多い部署へ異動となる。新しい仕事でミスをしてはいけないと思い、出社時間が早くなる。心身ともに疲労度が増す。

本人や家族が、どんな気持ちで毎日を過ごしているのか話を聞いてください。

- 同僚から毎日ミスを指摘され、すっかり自信を失って**休職**する。運転免許の更新のハガキが届く。更新したかったが、家族に危ないと言われ、しぶしぶ免許を手離す。
- 【幻視の出現】死んだはずの母親が布団に入り込んでくる。その一方で「そんなことはあり得ない」という違和感を感じている。勤務先と話し合い、職務継続は困難と判断し**退職**する。
- かかりつけ医から出現する症状に対する治療を受ける。家でできることもなく時間をもてあます。
- 症状に対する治療を受けたことで、精神状態が安定するようになる。子どものお小遣いくらいは出したいので働きたいと思う。
- 自宅での入浴が困難になり、トイレの失敗も増える。認知症デイサービスを利用し、定期的に入浴できるようになる。
- 介護保険サービス（デイサービス・ショートステイ）、障害者福祉サービス（就労継続支援<B型>・移動支援）、地域の資源（家族会等）を利用しながら生活を送っている。

本人のやりたいこと、できることを見つけて支援してください。**介護保険にこだわらず、本人の望むサービスや地域活動を見つけてください。**

- 妻：まだいろいろなことができるので、本当に病気なのかと思う。収入がなくなることに不安がつのる。
- 妻：収入が減ったことで、大学の授業料の支払いに困る。家のローンの返済にも困る。
- 長女：退学したいと母に相談するが、将来をあきらめないよう説得され思いとどまる。アルバイトをして家計を少しでも支えようと思う。

介護を理由に人生の選択をあきらめることがないように、相談に乗ってあげてください。

- 妻：夫が活気を取り戻したことがうれしい。夫の希望通りに働かせてあげたいと思う。
- 妻：症状に振り回され、疲れることが増える→症状であることを理解しようとする。
- 長女：父の介護のためにアルバイトを休みがちになる。友人との交流が途絶えがちになる。

いろいろなサービスや支援を受けることで、家族はなんとかやっていけると自信がついてきます。

- 妻：フォーマルサービス・インフォーマルサービスを利用し、介護負担が緩和される。支援者や家族会の仲間と連絡を取ることで精神的にも落ち着き、生活を送れるようになる。
- 長女：再び、学業とアルバイトに打ち込めるようになる。

軽度 ― 診断日 ― 中程度 ― 高度

制度の説明

- ・自立支援医療申請（精神通院医療）
  ・主治医へ報告、相談
  ・大阪障害者職業センターの活用の提案
- ・傷病手当金を利用し、病気療養に入る。
  ・運転免許試験場や警察署へ申請
- ・健康保険を国民健康保険へ変更
  ・失業等給付の受給期間の延長手続き（退職後も継続して傷病手当金を受給する場合）
  ・精神障害者保健福祉手帳の申請（初診から6か月）
  ・介護保険申請
  ・障害福祉申請（移動支援）
- ・生命保険会社、融資（家のローン）を受けた金融機関に確認
  ・あしなが育英会（奨学金の申請）
  ・介護認定を受け、サービス利用開始となる
  ・税金控除の申請（所得税、市・府民税等）
- ・ハローワークへ相談、シルバー人材サービスセンター、就労支援協会への問い合わせ
  ・就労継続支援<B型>の紹介
- ・傷病手当金受給終了に伴い失業等給付を受給
  ・高額療養費制度（限度額適用認定証）、高額介護サービス費支給制度、高額医療・高額介護合算療養費制度の紹介
- ・失業等給付の受給期間終了
  ・障害年金の申請（初診から1年6か月経過）
  ・特別障害者手当申請

支援の状況

本人、家族や身近にいる地域の住民が、認知症を正しく理解し支えるための環境づくりを!!

本人、家族や身近にいる地域住民（子どもから高齢者まで）に対して、認知症の症状や早期対応の重要性について正しく理解すること、また認知症に気づいた場合には、早期に「かかりつけ医への受診を勧める」こと等について啓発が必要です。

家族が介護方法を知るきっかけを支援してください。また、家族会などを案内し、**他の家族と出会える機会を作ってください。**

- 家族から地域包括支援センターに相談が入り、支援開始。内服の管理、食事、運動のアドバイスや家族会・デイサービスを紹介。

趣味、ボランティアなどの余暇活動には移動支援（ガイドヘルパー）が使えます。

- 「公安委員会で認知症患者の運転免許証を停止、あるいは取り消すことができる」ことを伝える。家族が運転する車に乗ってもらうように提案。

精神保健福祉の制度利用を提案してください。（制度がよくわからない時は各関係機関に確認しましょう。）

- 退職することを一人で決めずに、上司や家族と相談することを伝える。症状の出現に対してかかりつけ医へ報告し相談する。

- 本人の好みに合うような楽しみや生きがいとなる活動を探す。ボランティア・地域資源の利用を支援する。

若年性認知症の人同士が交流できるようにしてください。高齢者向けの介護サービスになじめないことがあります。自分のペースで過ごせる所や、趣味を一緒に楽しめる所など、本人に合ったデイサービスやショートステイを一緒に探して、見学や体験をすすめてください。

- 家族が少しずつ自分たちの時間が持てるように考慮する。ショートステイ・お泊りデイサービスの見学、利用（冠婚葬祭・家族の旅行時）をすすめる。グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、特別養護老人ホームなど入所施設を本人と一緒に見学する。

- 受診の際には、日々の様子をかかりつけ医に報告する。（日記等の活用）

4 制度のまとめ

※ 制度は変更となっている場合があるため、窓口にご確認ください。

名　称	概　要	窓　口
在職時から利用できる制度		
精神障害者保健福祉手帳	手帳の交付を受けられた方に対し、各方面の協力により各種サービスが提供されることを促進し、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的としている。手帳には、障害の程度により1級から3級までの区分がある。手帳を取得することにより、障害の種別と程度に応じたサービスを利用できるようになる。 精神障害に係る初診日（当該障害の原因となった傷病について、初めて医師の診療を受けた日）から6カ月以上経過した時点より申請を行うことができる。	各区の保健センター 美原区は、美原区役所地域福祉課
手帳取得により受けられるサービス		
税制の優遇		
所得税	障害者控除（所得控除） ・本人が手帳2級・3級所持者　27万円 ・本人が手帳1級所持者　40万円 ・同居の控除対象配偶者又は扶養親族が手帳1級所持者　75万円	堺税務署 電話：072-238-5551
住民税	障害者控除（所得控除） ・本人が手帳2級・3級所持者　26万円 ・本人が手帳1級所持者　30万円 ・同居の控除対象配偶者又は扶養親族が手帳1級所持者　53万円	各区の市税事務所
	非課税判定 ・手帳所持者の前年分所得が125万円以下の場合は非課税	
医療費控除	本人や生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合、所得税、住民税について一定の金額の所得控除を受けられる。 【控除額】1年間に支払った医療費の総額 － 保険金などで補てんされる金額 －（①10万円、又は②総所得金額等の5%）のいずれか少ない額（限度額200万円） ※手帳取得前も控除を受けることができる。	堺税務署 電話：072-238-5551
相続税	相続等により財産を取得した法定相続人である障害者の相続税額から下記のとおり算出した額を税額控除 （平成22年4月1日以後の場合） 本人が手帳2級・3級所持者 （85歳に達するまでの年数）×6万円 本人が手帳1級所持者 （85歳に達するまでの年数）×12万円	堺税務署 電話：072-238-5551
贈与税	手帳1級所持者を受益者とする特別障害者扶養信託契約により、金銭・有価証券その他の財産が信託されたとき、その信託受益権の価額のうち6,000万円までが非課税となる。	

名　称	概　要	窓　口
自動車税	手帳1級所持者で自立支援医療（精神通院）の支給認定を受けている方の通院等のために使用する自動車について、税金が減免される。	泉北府税事務所 電話：072-238-7221
自動車取得税		大阪自動車税事務所和泉分室 電話：0725-41-1327
軽自動車税	手帳1級所持者で自立支援医療（精神通院）の支給認定を受けている方が所有・使用、又は生計を共にするか常時介護するために使用する軽自動車について、税金が減免される。	各区の市税事務所
その他の優遇		
NHK放送受信料	世帯構成員全員が住民税非課税の場合、全額免除。 世帯主が1級手帳所持者の場合、半額免除。	NHKふれあいセンター 電話：0570-077-077 NHK堺営業センター 電話：072-221-0333
市内の公園駐車料金	大仙公園・金岡公園・大浜公園・田園公園・家原大池公園・原池公園の各駐車場を利用する場合、手帳を提示すれば、駐車料金が無料になる。	大仙・金岡・大浜・田園公園駐車場… 公益財団法人堺市公園協会 電話：072-245-0070 家原大池公園駐車場… 公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団 電話：072-294-6111 原池公園駐車場…ミズノグループ 電話：072-278-1004
市立自転車等駐車場の定期料金	申し込み時に手帳の写しを添付すれば、市立自転車等駐輪場の定期料金が半額となる。	自転車対策事務所 電話：072-252-0525
堺市博物館の入館料金	窓口で、手帳を提示すれば、介助者とともに入館料が無料になる。	堺市博物館 電話：072-245-6201
大仙公園内日本庭園入園料	窓口で、手帳を提示すれば、介助者（1人のみ）とともに入園料が無料になる。	大仙公園内日本庭園 電話：072-247-3670
ソフィア・堺プラネタリウム（堺星空館）の入場料	窓口で減免申請書に記入し、手帳を提示すれば、介助者（1人のみ）とともに観覧料が無料になる。駐車場についても手帳の提示により、利用料が免除される。	ソフィア・堺 電話：072-270-8110
与謝野晶子文芸館、アルフォンス・ミュシャ館の観覧料金	窓口で、手帳を提示すれば、介助者とともに観覧料が無料になる。	与謝野晶子文芸館、アルフォンス・ミュシャ館 電話：072-222-5533
堺・緑のミュージアム ハーベストの丘の入園料金	窓口で、手帳を提示すれば、介助者（1人のみ）とともに障害者割引料金で入園できる。	堺・緑のミュージアム ハーベストの丘 電話：072-296-9911
のびやか健康館の利用料	フィットネスエリア、プールエリア、スパエリアを利用（一時利用のみ）の場合、窓口で手帳を提示すれば、障害者割引料金で利用できる。	のびやか健康館 電話：072-246-5051
映画館の入場料金	大阪興行協会加入の映画館において、割引を行っている。	生活衛生同業組合大阪興行協会 電話：06-6632-3811

名　称	概　要	窓　口
手帳取得により受けられるサービス		
その他の優遇		
ふれあい案内 (NTT西日本 104番号案内)	電話番号案内(104)を利用する場合、「ふれあい案内」と申し出、あらかじめ届けた電話番号と暗証番号をオペレーターに申し出れば、番号案内利用料金が無料になる。	NTTふれあい案内申し込み窓口 電話:0120-104174
携帯電話利用料	各携帯電話会社において、携帯電話の基本使用料等の割引制度や、割安な料金プランが利用できるなどのサービスがある。	各携帯電話会社

名　称	概　要	窓　口
自立支援医療(精神通院)	精神疾患の治療のため、指定を受けた自立支援医療機関において通院医療を受ける方の医療費の一部を公費負担する。まず、医療保険制度を適用し、その上に公費による負担を組み合わせた制度となっている。	各区の保健センター 美原区は、美原区役所地域福祉課
高額療養費	「同じ人」が、「同じ医療機関等」へ支払った「同じ診療月内」の保険診療の自己負担額が、「自己負担限度額」を超えた場合、申請により、自己負担限度額を超えた額が支給される。 あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口に提示することで、医療機関ごとにひと月の支払額が自己負担限度額までとなる。	職場の健康保険組合、共済組合等 国民健康保険の場合は各区役所保険年金課
傷病手当金	業務上でない負傷や病気のために労務不能の日が3日間以上あり、4日目以降休んだ日に対して事業主から給与の支給がなくなった場合に給与の一部が現金で給付される。支給期間は最長1年6か月。支給額は標準報酬日額の3分の2の金額。傷病手当金を受給している場合は、雇用保険の失業給付等は受給できない。退職後も傷病手当金を継続受給する場合は、雇用保険の受給期間延長の手続きをする。 ※国民健康保険には、傷病手当金制度はない。	職場の健康保険組合・共済組合等
障害基礎年金	国民年金に加入中や20歳前の病気やケガで障害等級表(1級、2級)による障害の状態にある方に障害基礎年金が支給される。生計維持関係がある子(18歳到達年度の末日を経過していない子、又は20歳未満で障害等級1級または2級の障害者)がいる場合は加算がある。 支給要件は、初診日の前日において、初診月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について保険料が納付または免除されていること。 平成26年12月現在の金額 1級　966,000円(年額)　　2級　772,800円(年額)	各区役所 保険年金課 ただし、第3号被保険者期間中に初診のある方は年金事務所または街角の年金相談センター
障害厚生年金	**1・2級** 厚生年金加入中に初診日がある病気・けがで、障害基礎年金の1・2級に該当し、一定の保険料納付条件を満たしている方。 …障害基礎年金に上乗せする形で受給。 **3級** 1・2級と同様であるが、障害の程度が障害基礎年金に該当せず、	堺東年金事務所 電話:072-238-5101 堺西年金事務所 電話:072-243-7900 街角の年金相談センター 堺東 街角の年金相談センター なかもず

名　称	概　要	窓　口
障害厚生年金	厚生年金障害等級表の3級に該当する方。 …障害厚生年金3級のみ受給 **障害手当金(一時金)** 厚生年金加入中におこった病気・けがが5年以内に治り、3級の障害よりやや軽い程度の障害が残った方。	
企業が利用できる制度		
障害者雇用納付金制度	障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、障害者雇用納付金の徴収、障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金の支給を行う。H27.4月から対象事業主の範囲が拡充されます。	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪高齢・障害者雇用支援センター 電話:06-4705-6927
堺市障害者雇用貢献企業認定制度	市内中小企業における障害者雇用を促進し、経営の安定を図るため、市が定める条件を満たし障害者雇用に積極的に取り組む企業を認定し、企業情報の発信や奨励金の支給等の支援を行う。H26年度の募集は終了。 次年度以降の詳細は右記へ	堺市 産業振興局 商工労働部雇用推進課 電話:072-228-7404
退職後に利用できる制度		
介護保険	・要介護・要支援認定を申請し認定を受ければ、要介護度に応じてケアマネジャー等が作成するケアプランに基づき介護保険サービス(訪問介護、通所介護等)を利用できる。 ・40歳から64歳の方(第2号被保険者)については、加齢に伴って生ずる特定疾病がある場合、介護保険サービスを利用できる。「初老期における認知症」は特定疾病に含まれる。	各区役所 保健福祉総合センター 地域福祉課
高額介護サービス費	利用者が同じ月内に受けた介護保険サービスの利用者負担(1割負担)が高額になった場合、利用者負担上限額を超えた分が申請により支給される。	各区役所 保健福祉総合センター 地域福祉課
高額医療・高額介護合算療養費制度	介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合計し高額になった場合、限度額を超えた分が申請により支給される。	・加入している医療保険者及び介護保険者 ・国民健康保険の場合は各区役所保険年金課
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス	障害のある方が、地域で日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する制度で、市から支給決定を受け、指定事業者と契約することによりサービス(介護給付・訓練給付)を利用できる。 ※障害者施策と介護保険とで共通するサービスは、介護保険から受けることが基本。	各区役所 保健福祉総合センター 地域福祉課又は各保健センター
日常生活自立支援事業 (旧地域福祉権利擁護事業)	認知症や知的障害、精神障害のために判断能力等が十分でない方が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの利用援助サービス、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行う。	堺市社会福祉協議会 自立支援係 電話:072-232-7771(直通)

名　称	概　要	窓　口
退職後に利用できる制度		
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が不十分な方の法律行為（財産管理や契約の締結等）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理することで、本人の保護や支援を行う民法の制度。成年後見人等は、親族に限らず、法人等も選任されることができる。	堺市権利擁護サポートセンター 電話：072-225-5655（直通）
失業等給付	障害者等の就職困難者の給付日数は、 ★離職時年齢45歳未満の場合 被保険者期間1年未満で150日、1年以上で300日 ★離職時年齢45歳以上65歳未満の場合 被保険者期間1年未満で150日、1年以上で360日 年齢の上限は通常と同じ65歳 ※障害者手帳の取得が必要。 ※再就職の意思がない場合は保険給付を受けることはできない。	ハローワーク堺（堺地方合同庁舎） 電話：072-238-8301
特別障害者手当	20歳以上の障害者で重度の障害（1級および2級の一部）が重複しているか、または日常生活動作がひとりでできない重度障害者を対象に手当を支給する。所得制限あり。 平成26年12月現在の金額 月額　26,000円	各区役所 保健福祉総合センター 地域福祉課
その他の制度		
生命保険・住宅ローン	生命保険の特約には多くの場合「高度障害特約」がつけられている。認知症になり、高度障害の特約が適用になり、保険料の払い込みが免除になる場合がある。 住宅ローンを契約する場合、保証機関への加入も同時契約していることが多い。債務者が返済中に高度障害状態になった場合、支払い免除となることがあり、認知症の人はこれに該当する場合がある。	生命保険会社 融資を受けた金融機関
貸付金制度	**（1）大阪府生活福祉資金** 低所得者、高齢者および障害者等の償還が見込める世帯に対し必要な資金を貸し付けることで、安定した生活を営むことを目的とした貸付制度。 【資金の種類】 ○福祉資金（福祉費） ○教育支援資金（教育支援費・就学支度費） **（2）大阪府生活福祉資金「総合支援資金」** 失業や減収により生計の維持が困難になった世帯に対して、生活再建までの間の生活資金を貸し付けることにより世帯の自立を支援する貸付制度。 **（3）大阪府生活福祉資金「不動産担保型生活資金」** 現在居住し、また将来にわたって住み続けようとしている土地・建物を所有している高齢者世帯に対して、土地等を担保として生活資金を貸し付け、世帯の自立を支援する制度。	堺市社会福祉協議会 福祉資金係 電話：072-222-7666（直通）

名　称	概　要	窓　口
	（4）堺市小口更生資金 傷病・賃金の未払い・遅配等により一時的に生活が著しく困難な状態になった世帯に対して、必要な資金を貸し付け、世帯の自立を援助する制度。	
奨学金	**（1）義務教育就学援助（給付）** 対象…小学校・中学校 **（2）堺市奨学金（給付）** 対象…高等学校 **（3）日本学生支援機構奨学金** 対象…大学・大学院・短大・専修学校・高等専門学校 **（4）あしなが育英会奨学金** 対象…高等学校・大学・専修学校・各種学校・大学院	（1）（2）堺市教育委員会 学務課 電話：072-228-7485 （3）在学する学校の奨学金窓口・奨学金返還相談センター 電話：0570-666-301 （4）本部 電話：03-3221-0888
就労支援	**（1）就労継続支援（A型）** 障害者を雇用し就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けられる。 **（2）就労継続支援（B型）** 通常の事業所に雇用されることが困難な方を対象とする継続的な就労支援（就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上をはかる訓練）を受けられる。授産施設や作業所等。 **（3）ハローワーク堺（堺地方合同庁舎）** 障害のある方のために、専門職員を配置し、仕事の相談・紹介に応じている。 **（4）大阪障害者職業センター** 障害のある方に対して、府内のハローワークや関係機関と密接に連携して、職業に関する相談、職業に関する適性等を把握するための評価やジョブコーチによる就労支援を行っている。 **（5）堺市障害者就業・生活支援センター** 障害のある方に対して、就労相談から職業準備訓練、就職、職場への定着支援、生活面の相談等を行っている。	（1）（2）各区の障害者基幹相談支援センターで紹介 （3）ハローワーク堺（堺地方合同庁舎） 電話：072-238-8301 （4）大阪障害者職業センター南大阪支所 電話：072-258-7137 ・大阪障害者職業センター（本所） 電話：06-6261-7005 （5）エマリス堺 電話：072-275-8162 エマリス南 電話：072-292-1826

健康保険から国民健康保険への変更

会社の健康保険を脱退してから14 日以内に、居住している区の区役所保険年金課の窓口に届出をします。届出が遅れると、届出までの期間の治療費は、全額自己負担になります。また、届出が遅れていた期間の保険料もさかのぼって支払わなければなりません。お問い合わせは、各区役所 保険年金課まで。

なお、会社を退職した後も、退職前の会社の健康保険に継続して加入することができる制度（任意継続被保険者制度）もあります。任意継続被保険者になるための要件や申請に必要な書類、保険給付の内容、保険料額等については、退職時に加入していた会社の健康保険の保険者にお問い合わせください。

認知症サポーター養成講座

「認知症を知り地域をつくる」キャンペーンの一環として、認知症の人と家族への応援者である「認知症サポーター養成講座」を開催しています。講座を受けた人が「認知症サポーター」です。認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってもらいます。なお、受講者にはサポーターの証である「オレンジリング」をお渡しします。お問い合わせは、お近くの地域包括支援センターか堺市高齢施策推進課 072-228-8347 まで。

5 認知症家族会活動一覧 (2015年1月現在)

○若年性認知症家族交流会「フェニックス」	
活動日	第3月曜日(祝日の場合は翌日の火曜日)
活動場所	堺市堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館
問合先	TEL. 072-238-3636 包括支援センター統括課

○堺・若年性認知症支援の会「アクティブ」	
活動日	第2水曜日・第4火曜日 13:00～15:00
活動場所	堺市東区南野田34 社会福祉法人 野田福祉会ハーモニー
問合先	TEL. 072-230-2300 ケアハウスハーモニーコート

○若年性認知症の人と家族と地域の支え合いの会「希望の灯り」	
活動日	不定期
活動場所	ピュアハート御池
問合先	TEL. 072-293-4800 特別養護老人ホーム年輪 希望の灯り事務局

○堺区家族交流会	
活動日	偶数月　第2金曜日 13:30～15:00
活動場所	堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所本館地下会議室
問合先	TEL. 072-228-7052 堺基幹型包括支援センター

○中区認知症家族の会 ハグの会	
活動日	第1月曜日 13:30～15:00
活動場所	堺市中区深井沢町2470-7 中区役所内会議室
問合先	TEL. 072-270-8268 中基幹型包括支援センター

○南区認知症家族介護者の集い きづきの会「なごみ」	
活動日	第3木曜日 13:00～15:00
活動場所	堺市南区桃山台1 丁1-1 南区役所2 階CoCo プラザ
問合先	TEL. 072-290-1866 南基幹型包括支援センター

○北地域介護家族の会	
活動日	3か月に1回　第2木曜日 13:00～15:00
活動場所	堺市北区新金岡町5丁1-4 北区役所内会議室
問合先	TEL. 072-258-6886 北基幹型包括支援センター

○美原区認知症家族交流会	
活動日	年2回
活動場所	堺市美原区黒山167-1 美原区役所内会議室
問合先	TEL. 072-361-1950 美原基幹型包括支援センター

6 相談窓口

1 地域包括支援センター

名　称	所在地等		TEL
	所在地	担当区域(小学校区)	
堺第1地域包括支援センター	堺市堺区海山町3-150-2(ハートピア堺隣)	三宝・錦西・市・英彰	072-222-8082
堺第2地域包括支援センター	堺市堺区今池町4-4-12(みあ・かーさ内)	錦・錦綾・浅香山・三国丘	072-229-9240
堺第3地域包括支援センター	堺市堺区京町通1-21(グレース堺敷地内)	熊野・少林寺・安井・榎	072-223-1500
堺第4地域包括支援センター	堺市堺区協和町3-128-11(愛らいふ内)	神石・新湊・大仙・大仙西	072-275-8586
中第1地域包括支援センター	堺市中区深井中町1888-14(デイサービスセンターつどい内)	八田荘・八田荘西・深井・深井西	072-276-0800
中第2地域包括支援センター	堺市中区土塔町2028(ふれ愛の家内)	東百舌鳥・宮園・東深井・土師	072-234-6500
中第3地域包括支援センター	堺市中区東山841-1(ベルファミリア内)	久世・東陶器・西陶器・福田・深阪	072-234-2006
東第1地域包括支援センター	堺市東区石原町3-150(つるぎ荘・やしも地域サポートセンター内)	南八下・八下西・日置荘・日置荘西・白鷺	072-240-0018
東第2地域包括支援センター	堺市東区南野田33(ハーモニー内)	登美丘西・登美丘東・登美丘南・野田	072-237-0111
西第1地域包括支援センター	堺市西区浜寺石津町西5-11-21(結いの里内)	浜寺・浜寺東・浜寺石津・浜寺昭和	072-268-5056
西第2地域包括支援センター	堺市西区草部531(ウェルフォンテひのき内)	鳳・鳳南・福泉・福泉上・福泉東	072-271-0048
西第3地域包括支援センター	堺市西区津久野町1-5-8-103(アーバンフォーレスト)	津久野・向丘・平岡・家原寺・上野芝	072-260-5022
南第1地域包括支援センター	堺市南区赤坂台2-5-7(赤坂台近隣センター内)	美木多(鴨谷台含む)・赤坂台・新檜尾台・城山台	072-295-1555
南第2地域包括支援センター	堺市南区原山台1-6-1-103(府公社泉北原山台C団地6-1棟)	福泉中央・桃山台・原山台・原山台東・庭代台・御池台	072-290-7030
南第3地域包括支援センター	堺市南区茶山台3-22-9(茶山台近隣センター内)	上神谷・宮山台・竹城台・竹城台東・若松台・茶山台	072-289-8085
南第4地域包括支援センター	堺市南区逆瀬川1038-2(槇塚荘内)	三原台・泉北高倉・はるみ・槇塚台	072-291-6681
北第1地域包括支援センター	堺市北区新堀町1-76-1(アイリス堺正風内)	東浅香山・新浅香山・五箇荘・五箇荘東	072-246-9595
北第2地域包括支援センター	堺市北区長曽根町1199-6(陵東館秀光苑内)	東三国丘・光竜寺・新金岡・新金岡東	072-252-0110
北第3地域包括支援センター	堺市北区野遠町344-1(あけぼの苑内)	大泉・金岡・金岡南・北八下	072-257-1515
北第4地域包括支援センター	堺市北区百舌鳥陵南町2-662(ハピネス陵南内)	中百舌鳥・百舌鳥・西百舌鳥	072-276-3838
美原第1地域包括支援センター	堺市美原区平尾595-1(美原荘内)	美原区全域	072-369-3070

2 基幹型包括支援センター

名　称	所在地等	TEL
堺基幹型包括支援センター	堺市堺区南瓦町3-1(堺市役所本館3階)	072-228-7052
中基幹型包括支援センター	堺市中区深井沢町2470-7(中区役所2階)	072-270-8268
東基幹型包括支援センター	堺市東区日置荘原寺町195-1(東区役所2階)	072-287-8730
西基幹型包括支援センター	堺市西区鳳東町6-600(西区役所4階)	072-275-0009
南基幹型包括支援センター	堺市南区桃山台1-1-1(南区役所1階)	072-290-1866
北基幹型包括支援センター	堺市北区新金岡町5-1-4(北区役所1階)	072-258-6886
美原基幹型包括支援センター	堺市美原区黒山167-1(美原区役所1階)	072-361-1950

3 認知症疾患医療センター(相談専用電話)

名　称	所在地等	TEL
公益財団法人　浅香山病院	堺市堺区今池町3-3-16	072-222-9414
医療法人杏和会　阪南病院	堺市中区八田南之町277	072-278-0233

4 サポート組織

名　称	所在地等	TEL
特定非営利活動法人 認知症の人とみんなのサポートセンター	大阪市東成区東小橋1-18-33	06-6972-6490

5 電話相談

名　称	受付日時	TEL
若年性認知症コールセンター	月～土（10時～15時）年末年始・祝日除く	0800-100-2707（フリーコール）
大阪府認知症コールセンター	月・火・木・金（10時～16時）祝日除く ※来所でも相談可　要予約	06-6977-2051

6 障害者基幹相談支援センター

名　称	所在地等	TEL
堺区障害者基幹相談支援センター	堺市堺区南瓦町3-1堺市役所本館2階	072-224-8166
中区障害者基幹相談支援センター	堺市中区深井沢町2470-7中区役所1階	072-278-8166
東区障害者基幹相談支援センター	堺市東区日置荘原寺町195-1東区役所1階	072-285-6666
西区障害者基幹相談支援センター	堺市西区鳳東町6丁600西区役所4階	072-271-6677
南区障害者基幹相談支援センター	堺市南区桃山台1丁1-1南区役所2階	072-295-8166
北区障害者基幹相談支援センター	堺市北区新金岡町5丁1-4北区役所3階	072-251-8166
美原区障害者基幹相談支援センター	堺市美原区黒山167-9美原区役所別館2階	072-361-1883
健康福祉プラザ総合相談情報センター	堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1健康福祉プラザ1階	072-275-8166

7 就労支援

名　称	所在地等	TEL
ハローワーク堺（堺東駅前庁舎）	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59（高島屋堺店 9階）	072-340-0944
ハローワーク堺（堺地方合同庁舎）	堺市堺区南瓦町2-29	072-238-8301
大阪障害者職業センター（南大阪支所）	堺市北区長曽根町130-23　堺商工会議所会館5階	072-258-7137
大阪障害者職業センター（本所）	大阪市中央区久太郎町2-4-11　クラボウアネックスビル4階	06-6261-7005
堺市障害者就業・生活支援センター　エマリス堺	堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1　健康福祉プラザ4階	072-275-8162
堺市障害者就業・生活支援センター　エマリス南	堺市南区桃山台1-23-1	072-292-1826
堺市障害者支援課	堺市堺区南瓦町3-1（堺市役所内）	072-228-7510
堺市シルバー人材センター	堺市西区鳳南町4丁444番地1　鳳保健文化センター3階	072-260-0468

8 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療手続き窓口

名　称	所在地等	TEL
堺保健センター	堺市堺区甲斐町東3丁2-6　保健医療センター内	072-238-0123
ちぬが丘保健センター	堺市堺区協和町3丁128-4（健康増進福祉センター内）	072-241-6484
中保健センター	堺市中区深井沢町2470-7（中区役所内）	072-270-8100
東保健センター	堺市東区日置荘原寺町195-1（東区役所内）	072-287-8120
西保健センター	堺市西区鳳南町4丁444-1（鳳保健文化センター内）	072-271-2012
南保健センター	堺市南区桃山台1丁1-1（南区役所内）	072-293-1222
北保健センター	堺市北区新金岡町5丁1-4（北区役所内）	072-258-6600
美原保健センター	堺市美原区黒山782-11	072-362-8681

9 高額療養費・障害基礎年金・国民健康保険手続き窓口

名　称	所在地等	TEL
堺区役所　保険年金課	堺市堺区南瓦町3-1（堺区役所内）	072-228-7413
中区役所　保険年金課	堺市中区深井沢町2470-7（中区役所内）	072-270-8189
東区役所　保険年金課	堺市東区日置荘原寺町195-1（東区役所内）	072-287-8108
西区役所　保険年金課	堺市西区鳳東町6丁600（西区役所内）	072-275-1909
南区役所　保険年金課	堺市南区桃山台1丁1-1（南区役所内）	072-290-1808
北区役所　保険年金課	堺市北区新金岡町5丁1-4（北区役所内）	072-258-6743
美原区役所　保険年金課	堺市美原区黒山167-1（美原区役所内）	072-363-9314

10 障害厚生年金手続き窓口

名　称	所在地等	TEL
堺東年金事務所	堺市堺区南瓦町2-23	072-238-5101
堺西年金事務所	堺市西区浜寺石津町西4-2-18	072-243-7900
街角の年金相談センター　堺東	堺市堺区中瓦町1-1-21　堺東八幸ビル7階	072-238-7661
街角の年金相談センター　なかもず	堺市北区長曽根町130-23　堺商工会議所会館1階	072-258-4701

11 介護保険・高額介護サービス費・特別障害者手当手続き窓口

名　称	所在地等	TEL
堺保健福祉総合センター地域福祉課	堺市堺区南瓦町3-1（堺区役所内）	072-228-7477
中保健福祉総合センター地域福祉課	堺市中区深井沢町2470-7（中区役所内）	072-270-8195
東保健福祉総合センター地域福祉課	堺市東区日置荘原寺町195-1（東区役所内）	072-287-8112
西保健福祉総合センター地域福祉課	堺市西区鳳東町6丁600（西区役所内）	072-275-1912
南保健福祉総合センター地域福祉課	堺市南区桃山台1丁1-1（南区役所内）	072-290-1812
北保健福祉総合センター地域福祉課	堺市北区新金岡町5丁1-4（北区役所内）	072-258-6771
美原保健福祉総合センター地域福祉課	堺市美原区黒山167-1（美原区役所内）	072-363-9316

12 税金に関する手続き窓口

名　称	所在地等	TEL
堺税務署	堺市堺区南瓦町2-29　堺地方合同庁舎	072-238-5551
富田林税務署	富田林市若松町西2-1697-1	0721-24-3281
泉北府税事務所	堺市堺区中安井町3-4-1	072-238-7221
大阪府大阪自動車税事務所和泉分室	和泉市上代町	0725-41-1327
堺市税事務所	堺市堺区南瓦町3-1号（堺市役所本館 3階）	072-228-7410
中市税事務所	堺市中区深井沢町2470-7（中区役所 1階）	072-270-8185
東市税事務所	堺市東区日置荘原寺町195-1（東区役所 1階）	072-287-8104
西市税事務所	堺市西区鳳東町6丁600（西区役所 2階）	072-275-1905
南市税事務所	堺市南区桃山台1丁1-1（南区役所 2階）	072-290-1804
北市税事務所	堺市北区新金岡町5丁1-4（北区役所 2階）	072-258-6714
美原市税事務所	堺市美原区黒山167-1（美原区役所 1階）	072-363-9317

13 ボランティアを必要としたとき相談する窓口

名　称	所在地等	TEL
堺市社会福祉協議会	堺市堺区南瓦町2-1（堺市総合福祉会館1階）	072-232-5420
堺市社会福祉協議会　堺区事務所 ボランティア相談コーナー	堺市堺区南瓦町3-1（堺市役所本館3階）	072-226-2987
堺市社会福祉協議会　中区事務所 ボランティア相談コーナー	堺市中区深井沢町2470-7（中区役所2階）	072-270-4066
堺市社会福祉協議会　東区事務所 ボランティア相談コーナー	堺市東区日置荘原寺町195-1（東区役所2階）	072-287-0004
堺市社会福祉協議会　西区事務所 ボランティア相談コーナー	堺市西区鳳東町6-600（西区役所4階）	072-275-0255
堺市社会福祉協議会　南区事務所 ボランティア相談コーナー	堺市南区桃山台1-1-1（南区役所1階）	072-295-8250
堺市社会福祉協議会　北区事務所 ボランティア相談コーナー	堺市北区新金岡町5-1-4（北区役所1階）	072-258-4700
堺市社会福祉協議会　美原区事務所 ボランティア相談コーナー	堺市美原区黒山167-1（美原区役所1階）	072-369-2040
堺市社会福祉協議会 堺市ファミリー・サポート・センター	堺市堺区南瓦町2-1（堺市総合福祉会館3階）	072-222-8066

14 堺市社会福祉協議会

名　称	所在地等	TEL
地域福祉課　自立支援係	日常生活自立支援事業に関する相談	072-232-7771
福祉事業課　福祉資金係	貸付金に関する相談	072-222-7666
堺市権利擁護サポートセンター	成年後見制度等に関する相談	072-225-5655

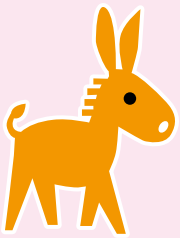

若年性認知症を支えるためのしおり

平成27年1月第2版発行

編集・発行　社会福祉法人　堺市社会福祉協議会
包括支援センター統括課しおり作成検討会
堺市堺区南瓦町2-1
TEL　072(238)3636(直通)